

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	御殿場市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/">http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/</a>

執行機関名 御殿場市長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	御殿場市障害児(者)ライフサポート事業実施要綱(平成25年御殿場市告示第304号)に関する事務
②番号法別表第1の項	7,8	
③番号法別表第2の項	10,11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 御殿場市障害児(者)ライフサポート事業実施要綱(平成25年御殿場市告示第304号)に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	御殿場市障害児(者)ライフサポート事業実施要綱(平成25年御殿場市告示第304号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>障害児者</u> ライフサポート事業実施要綱(平成16年6月24日付け障福第171号静岡県健康福祉部長通知)に基づき行う御殿場市 <u>障害児(者)ライフサポート事業</u> (以下「 <u>ライフサポート事業</u> 」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		御殿場市障害児(者)ライフサポート事業実施要綱(平成25年御殿場市告示第304号)